

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(東京都担当部会)

令和5年6月16日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200925号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300055号

## 第1 結論

請求者のA社における令和元年9月1日から令和2年\*月\*日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和元年9月から令和2年\*月までの標準報酬月額については、8万8,000円から34万円とする。

令和元年9月から令和2年\*月までの訂正後の標準報酬月額は、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和59年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和元年9月1日から令和2年\*月\*日まで

A社において、育児休業を取得した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が、同社の届出誤りにより、8万8,000円と記録されてしまった。その後、会社が、標準報酬月額を34万円とする訂正の届出を行ったが、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求者の年金記録については、令和4年10月12日(受付)に、A社の事業主から、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の訂正届が提出され、令和元年9月から令和2年8月までの標準報酬月額が8万8,000円から34万円に訂正されたものの、当該期間の訂正後の標準報酬月額については、当該訂正届提出時に厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅していたことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない記録とされた。

その後、請求者が、上記の期間のうち、事業主が育児休業を申し出ている令和元年9月1日から令和2年\*月\*日までの期間について、年金事務所に訂正を求めたものの、厚生年金保険料の控除が認められないとして、年金事務所において記録の訂正は行われていない。

2 請求期間について、A社から提出された賃金台帳及び日本年金機構からの回答により、事業主から届出されるべき標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬月額に見合う標準報酬月額は34万円であると認められる。

一方、オンライン記録によると、A社の事業主は、平成30年\*月\*日から令和2年\*月\*日までの期間については、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき、育児休業等に係る厚生年金保険料の徴収免除を申し出ていることが確認できることから、上記育児休業を開始した日の属する月から当該育児休業を終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の

徴収は行われたい。

以上のことから、請求者の請求期間に係る保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額を34万円として記録することが必要である。